

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第1号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） おはようございます。

議案第1号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同約の変更について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

和歌山県市町村総合事務組合は、主に市町村職員の退職手当の支給に関する事務と議会議員や非常勤職員の公務災害に関する事務を共同処理している組合でございますが、このたび、上富田町、旧大塔村、旧中辺路町で構成する上大中清掃施設組合が令和6年3月31日をもって解散するのに伴い、同日付で和歌山県市町村総合事務組合を脱退したい旨の申出により、組合同約の変更に関する協議について依頼がありましたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

条文としては、別表第1並びに別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項及び第3条第1項第2号に掲げる事務の項中、「上大中清掃施設組合」を削るものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。単純なことです。なぜ、解散するのでしょうか。

それと、上富田町、それで後から旧、旧とついていたのですが、その後、この施設組合はなくなってそれでよろしいのか、直接関係ない話でしょうけれども少しちょっとお聞きしたいです。分からなければまた後からでも結構ですけども。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） この施設組合の運営するクリーンセンターが既に令和3年度で閉鎖されております。そういうことからこの施設組合自体が解散するという事になったと聞いております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第2号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第2号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は人事院勧告による改正でございます。改正内容につきましては2点ございます。

1点目は給料についてで、民間との格差0.96%を解消するため、初任給を高校卒7.8%、12千円、短大卒7.2%、12千円、大学卒5.9%、11千円を引き上げる等、給料表を引き上げる改定を行います。

2点目は、ボーナスを0.1か月分の引上げでございます。民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に配分されます期末、勤勉手当を合わせ、年間4.4か月分から4.5か月分となります。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

まず、第1条関係は、第26条の改正は令和5年12月の期末手当の改正でございます。

第27条の改正は、令和5年12月の勤勉手当の改正でございます。

別表第1の改正は、給料表の改正でございます。

第1条の規定は、令和5年4月1日から適用します。

給与の内払いとして、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は内払いとみなします。

第2条関係は、第26条の改正は令和6年以降の期末手当の改正でございます。

第27条の改正は、令和6年以降の勤勉手当の改正でございます。

附則第1条は、本条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和6年4月1日から施行いたします。

第2項は、改正後の給与条例は、令和5年4月1日に遡及して適用することといたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） ちょっと細かい数字をお聞きしますが、人勧による給料の改正で、

常勤の一般職の方全員、合計で結構です。この改正によってどれだけの金額になるのか、総額ですね。また同時に、その他の職種の方もこれ連動して上がるのであれば、例えば常勤の特別職の方とか、それ合計で結構ですので、その金額をお教えてください。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 常勤の一般職につきましては、合計で給与、手当含めますと8,308千円でございます。特別職につきましては122千円、町長、副町長、教育長の分でございます。

以上になります。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 今そんな数字を聞きますと、僅か0.96%本当に要るのかなというのが実感。自分の考えを述べてはいかんですね。

ただ、給与の改正と言いながらも、特別職の場合は報酬になりますよね。その報酬が何か連動してこのまま増額になっている、このあたりは、何かこの今の細部説明からするとそこがあるんじゃないんですかね。給料の改正なのに報酬が連動して改正されるようになっていきますね。そのあたり、本人である例えば特別職の方のご意見とか、町としてどのように思われるとか、そんなような意見はお聞きするわけにまいりませんか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） まずは私から答弁させていただきます。

特別職、町長等の期末手当、今回の引上げについてですが、期末手当の引上げとなっております。これにつきましては、条例にあります。美浜町長等の給与条例にありまして、期末手当は美浜町職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によると定めてございます。これにより、今回の引上げをさせていただいております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

条例に基づいて支給ということをお聞きしておりますので、私としましては何も担当課に申し上げることはなかったです。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） いや、そもそも民間との給与の較差を是正するために、人勤に基づく、参考にして美浜町のこの改正条例が出ているわけでしょう。じゃ、我々もそうでしょうけれども、特別職、これ報酬ですので、じゃなかったとしても、じゃあ、特別職の方の期末手当、ここが大きく民間との較差があるというふうに特別職の方はお考えなんですか。

これ、もう3回目なんであれですけども、何かしら、自分自身もそうですけれども、しっくりいかないようなこともあるんですけども、この件は国会でも議論されたと思いますが、そのあたり、うちの特別職の方のご意見というのをお聞きしたくてなんですけど、いかがですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

本当に私自身はたくさん頂いて、本当に最初に町長に就くときにもこんなに頂いていいのかという疑問もあったんですけども、近隣も含めて同じようになっておりますので、この高騰下にも、住民さんからいえばたくさんもらっているのになと思われているというような受け止めはしております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 興味本位でお聞きしたいんですけども、今回のこの改定でラスパイレス指数というのはどれくらいになっていますか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） ラスパイレス指数につきましては、今回については計算等をちょっとしておりません。今現在その数字は持ち合わせておりません。すみません。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 分かったら教えていただきたいと思っておりますけれども、よろしくお願いしておきます。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第3号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、総務省から会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とする通知がありましたので、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、第30条は給与改定の実施時期等の取扱いを加え、同条第1項は、給与の額や改定を行う時期は常勤職員の例によることと規定してございます。

第2項では、給与改定の対象外とする会計年度任用職員について、任期が3か月以内の者、パートタイム会計年度任用職員であって1週間当たりの勤務時間が著しく短い者と規定してございます。

第3項は、給与改定の性格、内容等に鑑み、第1項及び第2項の規定により難い事情がある場合には、町長の判断で別段の取扱いをすることと認める規定でございます。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。1つ前の議案と同じです。

この会計年度任用職員さんの改定によって予算はどれぐらい必要になるんでしょうか、お願いします。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 今回の会計年度任用職員の分につきましては、8,455千円が必要となります。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（浦真彰君） おはようございます。

議案第4号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法等の一部改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額の減額規定を追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

第23条第3項は、産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額についての規定でございます。

第1号及び第2号は基礎課税額、医療給付費分について、第3号及び第4号は後期高齢者支援金等課税額について、また、第5号及び第6号は介護納付金課税額についての規定で、それぞれ出産の予定日または出産日に属する月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月分、多胎妊娠の場合は出産の予定日または出産日の属する月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月分が減額されます。

第24条の3は、産前産後期間の減額を受けるための届出に関する規定でございます。

次に、附則についてでございます。

第1項は施行期日で、この条例は令和6年1月1日から施行いたします。

第2項は適用区分で、改正後の条例は令和6年1月以後の期間に係る国民健康保険税について適用することを規定しています。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君） 今回の改正は出産被保険者にしたらものすごく大きいものだと思うので、ちょっと具体的に質問したいと思います。

所得割額はちょっとやっぱり皆さんいろいろあると思いますけれども、均等割額というのは決まっているので、大体単胎妊娠だったら4か月、多胎だったら半年ということは、3分の1と2分の1ということは分かるんですけども、大体金額にしたらどれぐらいのイメージになるかなと思うんですけども、もし分かったらお願いします。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 龍神議員にお答えします。

今、龍神議員言われるとおり、所得割については年度、また個人によって違いますので、均等割についてということでございます。

40歳までの介護がかかっていない場合、均等割の合計額が40千円という形になりますので、その3分の1が単胎妊娠の場合は減額となります。13,334円減額となりますので、減額後の税額は26,666円、多胎妊娠の場合は2分の1という形になりますので20千円という形になります。

低所得者の7割軽減等、もう減額されている場合につきましては、そこからの減額となりますので、7割軽減がかかっている方は年税額が12千円となります。その3分の1が減額されまして、減額後の税額は8千円、多胎妊娠の場合はその半額ということになりますので6千円という形になります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君） そしたら、附則のほうです。今回6年の1月1日からということなんですけれども、予定日が1月だった場合、前月とか前々、3か月とかというのは、私

ちょっと理解ようせんねんけれども、これにはもう産前というのはなくなるんですか。産後だけですか、そいかにどうということかなと思って、すみません、聞かせてください。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 龍神議員にお答えします。

今年度につきましては、6年の1月以降の期間ということになりますので、5年度におきましては11月に産まれた方からという形になります。

11月に産されますと、10月、11月、12月、1月と本来ですと4か月分という形になるんですけれども、1月からという形になりますので、1月の1か月分だけ減額という形になります。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） おはようございます。

議案第5号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

特定教育・保育施設の運営に関する基準については、子ども・子育て支援法第34条で、市町村は、国の定める基準に従い、または参酌し、条例で定めるものとするところとされているところとされています。

令和5年9月15日公布の内閣府令第67号により、市町村が従うべき基準である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正され同日より施行、この府令の改正の中で特別利用教育を提供している施設に関する読替規定が明文化されたことに伴い、条例中においても同様の改正を行うものであります。

今回の条例第36条第3号の改正についてでございますが、条例第6条第2項により、認定こども園や幼稚園については、1号認定の子ども利用申込みに関し、定員を超える

場合においては抽せんなど公正な方法により選考しなければならないとされているところ、この規定を特別利用教育を提供している施設にも読み替えて適用する旨、条文中において括弧書きにて「特別利用教育を提供している施設に限る。」として明記するものです。

なお、特別利用教育を提供している施設とは、本来保育所を利用すべき子ども、いわゆる2号認定の子どもを受け入れている幼稚園のことを言い、当町には存在いたしません。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 美浜町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） おはようございます。

議案第6号 美浜町営住宅条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしております新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、令和5年5月12日に成立、同年5月19日に公布されました配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、関連する美浜町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

美浜町営住宅条例第7条において入居者の資格を規定しており、今回の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正により同法第10条の2が新設されたため、本条例第7条第2項第8号イ中にその条項を加えるとともに、文言の追加を行うものでございます。

具体的には、配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた被害者を、特に居住の安定を図る必要がある者とし、入居の資格として認めるものであります。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 内容は何のあれですけれども、特段、今回新設した条項に該当というか、向こうにもそういう方々の場合の氏名であるとか住所であるとか、その辺の特別な秘匿の規定というの、そういうのは設けないんですかね。あるのかな。あったらすみません。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

これ、いわゆるDV法と言われる法律でございまして、そこの中にはあるのかも分かりませんが、私ども住宅条例でございまして、そこまでは入居者の条件ということで、資格ということで、そこまでの文言の追加はしておりません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 今後、そういうことをその住宅条例に入れるのか、何に入れるのかよく分かりませんが、そういうことを検討するお考えはありますか。そこを聞くのは誰に聞いていいのかが分かりませんが、どうですか。いかがですか。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 今、貴重なご意見をいただきましたので、少しそのあたり全体的に皆さんと考えていけたら、勉強したいなと考えております。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 谷議員のも引つかかると思うんですけども、こういう方の場合、入居費の優遇とかというのは考えられていますか。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 入居費については通常というようなこととなります。ただ、特別な何か手当を受けているとかそういうようなことがありますと、入居費について例えば減免なり、そういうふうなところが発生してくるというふうを考えております。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） ちょっと素朴な質問なんですけれども、DVとかというのはどうやって見分けるんですか。例えば警察へ行って警察からの認定をもらったり、認定ではないんですけれども、警察に行ったりとかしてそれで見分けるんですか。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えいたします。

この法律の中にはいろいろと保護命令であったり接見禁止命令等というのがございまして、基本的にはこの法律の中では、そういうふうなところで本人が申し立てて、住宅に関連するところであれば裁判所で認められるというようなところになるかなと思います。

全体的な条例の中では、やはり被害者の申立てがあったときということでございますので、そこらについては関係する警察であったり裁判所であったりというふうなことは解釈しております。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 昨今のニュースを見ていると本当にこういったことが必要だと思うので、大変ありがたい条例だとは思いますが、受け入れる場所はちゃんと余裕があるのでしょうか。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

即座にこういうことがあるということもございますけれども、今、町営住宅の中には、そういう受け入れるような余裕はございません。やはり住宅の供給、これ以外にもやはり困られている方もおられると思いますので、そういうところを空き次第募集はかけていきます。空き部屋が出てこういうような事案が発生するとなれば、そこらはまた上のほうと協議しながら、優先的に入居させるのかどうかというのは協議していかなければならないというふうに考えております。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） そこら辺がちょっと不安だったんですけども、津波と一緒にいつ起こってくるか分からなくて、緊急性があるかと思うんですね。そういったときはどうするのかなというのがちょっと不安に思いました。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 山崎議員おっしゃられることも十分私、理解はしております。その中で、まずは住宅条例の中で美浜町営住宅への入居者の資格ということで解釈していただきたいなというふうに思っています。

こういうふうないつ起こるか分からないというのは十分理解しますが、町営住宅だけではなく、そういうふうな各民間の住宅等もありますし県営住宅もあつたりしますので、そういうところと情報共有しながらやっていくべきものかなというふうに考えております。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 美浜町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第14号 美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。町長。追加、追加の方ですよ。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

議案第14号について、提案理由を申し上げます。

議案第14号は、美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

戸籍法の改正による戸籍事務へのマイナンバー制度の導入により、行政手続や戸籍の届出において戸籍や除籍謄本等の添付が省略できることや、本籍地以外の市区町村において戸籍や除籍謄本等の交付を受けることができる、いわゆる広域交付が令和6年3月1日に施行されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されましたので、当町手数料徴収条例の関係部分につきましても改正するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 本件について細部説明を求めます。住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 議案第14号 美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしております新旧対照表についてもご参照ください。

戸籍法の改正による戸籍事務へのマイナンバー制度の導入により、行政手続や戸籍の届出において戸籍や除籍謄本等の添付が省略できることや、本籍地以外の市区町村において戸籍や除籍謄本等の交付を受けることができるいわゆる広域交付が令和6年3月1日から施行されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されましたので、当町手数料徴収条例の関係部分につきましても改正するものでございます。

以下、美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、改正案に沿ってご説明申し上げます。

第2条第1号は、現行の条例に規定しております「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、第2号は、準則に合わせるために「手数料」の語句を削除するものでございます。

第3号には、行政手続において戸籍謄本等の添付が省略できることによって戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務が新たに生じることから、発行手数料としまして1件につき400円を加え、第4号は、現行の条例に規定しております「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改めるものでございます。

第5号は準則に合わせるために手数料の語句を削除、第6号には、行政手続において除籍謄本等の添付が省略できることによって除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務が新たに生じることから、発行手数料としまして1件につき700円を加えるものでございます。

第7号は、戸籍の届出や申請に関する受理証明書の規定に届出書等の書類を画像情報として作成したものを証明書として交付する規定を追加し、第8号は、戸籍の届出書等の関

覧に関する規定に届出書等の書類を画像情報として作成したものの閲覧に関する規定を追加するものでございます。

改正前の第7号以降につきましては2号ずつ繰り下げ、第46号までを第48号までといたします。

附則としまして、この条例は令和6年3月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第14号 美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第7号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第8号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億44,540千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を44億17,068千円とするものでございます。

最初に、全体的なことといたしまして、各科目において給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金の補正がございます。この補正は、給与条例の改正のところでお認めいただいた人事院勧告による増額、共済費の標準報酬月額の変更、超過勤務手当、人事評価、昇格等を要因とする人件費の補正でございます。休職者、退職者の人件費につきましては減額補正しています。

まず、4ページ、第2表地方債補正の変更は、災害復旧事業（大山谷川災害復旧事業）によるものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

8ページの地方特例交付金、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金400千円の追加は、固定資産税の軽減による減収額が国費で補填されるものでございます。

地方交付税、普通交付税1億92,000千円の減額は財源調整でございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、社会福祉費負担金971千円の追加は、国民健康保険保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費国庫負担金1,483千円の追加は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金で、公共土木施設災害査定で認定を受けたことに伴うものでございます。

国庫補助金、民生費国庫補助金、社会福祉費補助金632千円の追加は、障害者総合支援事業費補助金で、心身障害者福祉費委託料の増額補正に伴う国庫補助金の増額で、補助率は2分の1でございます。

10ページの低所得の子育て世帯生活支援特別給付金費補助金300千円の追加は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金でございます。

総務費国庫補助金、戸籍住民基本台帳費補助金12,760千円の追加は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、マイナンバーカードの氏名にローマ字を表記できるよう、戸籍や付票に振り仮名を追加し、併せて住民基本台帳へも戸籍の振り仮名を表記できるように、現在使用している戸籍及び住民基本台帳システムに新たな機能を追加するためのシステム改修に係るものでございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、社会福祉費負担金2,405千円の追加は、国民健康保険保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

県補助金、民生費県補助金、児童福祉費補助金1,000千円の追加は、乳幼児医療費補助金で、実績見込みによるものでございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金175千円の追加は、財政調整基金と教育施設整備基金の利息でございます。

12ページの寄附金、一般寄附金、ふるさと納税寄附金5億円の追加は、11月末時点で7億円のふるさと納税寄附を頂いていることから、今年度は9億円を見込んでございます。

教育費寄附金5,000千円の追加は、御坊市の沼野様より和田小学校の子どもたちの学びにお役立てくださいとご寄附を賜りますもの、グランドピアノや小太鼓などを購入させていただきたいと考えてございます。

繰入金、特別会計繰入金10,692千円の追加は、後期高齢者医療特別会計に係る繰入れでございます。

諸収入、雑入22千円の追加は、雇用保険料自己負担分とふるさと基金残余金でございます。

町債、災害復旧事業債700千円の追加は、公共土木施設災害復旧事業債で、大山谷川災害復旧事業に充当いたします。充当率は100%でございます。

次に、歳出について申し上げます。

14ページの議会費129千円の減額は、人件費の補正でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費3,539千円の追加は、人件費の補正でございます。企画費3億円の追加は、ふるさと納税返礼及び事務手数料でございます。

電子計算費112千円の追加は、和歌山県自治体セキュリティ対策協議会への負担金でございます。

財政調整基金費71千円の追加は、利子積立金でございます。

16ページ、地方創生事業費531千円の追加、新型コロナウイルス感染症対策費51千円の追加は、人件費の補正でございます。

徴税費、税務総務費451千円の追加は、人件費の補正でございます。

賦課徴収費231千円の追加は、森林環境税の増設に伴うシステム対応のプログラム修正料でございます。

戸籍住民基本台帳費13,042千円の追加は、人件費の補正と、委託料12,760千円の追加は、マイナンバーカードの氏名にローマ字を表記できるよう戸籍や付票に振り仮名を追加し、併せて住民基本台帳へも戸籍の振り仮名を表記できるよう、現在使用している戸籍及び住民基本台帳システムに新たな機能を追加するためのシステム改修に係るものでございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費5,739千円の追加は、人件費の補正と国民健康保険特別会計への繰出金5,257千円の追加でございます。

国民年金費202千円の追加は、人件費の補正でございます。

老人福祉費2,535千円の追加は、人件費の補正と、20ページの繰出金2,126千円の追加は、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

心身障害者福祉費1,276千円の追加は、人件費の補正と、委託料1,265千円の追加は、令和6年度障害福祉サービス等の報酬改定に係るシステム改修費用の補正でございます。

地域包括支援センター運営費241千円の追加は、人件費の補正でございます。

児童福祉費、児童措置費3,205千円の追加は、人件費の補正と、22ページの扶助費3,000千円の追加は、乳幼児医療費と子ども医療費の実績見込みによる補正でございます。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金費300千円の追加は、食費等の物価高騰の影響を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、令和5年度の住民税均等割が非課税の方を対象に子ども1人につき5万円を支給していましたが、当初の想定より家庭の事情で児童手当の受給者が非課税になる方が多くなることから補正するものでございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費1,920千円の減額と予防費242千円の追加は、人件費の補正でございます。

24ページの農林水産業費、農業費、農業委員会費142千円の追加と農業総務費254千円の追加は、人件費の補正でございます。

農業振興費2,102千円の追加は、負担金補助及び交付金で次世代野菜花き産地パワ

ーアップ事業補助金でございます。

農地費73千円の追加は、下水道事業会計補助金（農集）でございます。

商工費、観光費568千円の追加は、人件費の補正でございます。

26ページの土木費、土木管理費、土木総務費727千円の追加と道路橋梁費、道路維持費112千円の追加は、人件費の補正でございます。

都市計画費、下水道費78千円の追加は、下水道事業会計補助金（公共）でございます。

28ページの教育費、教育総務費、事務局費544千円の追加は、人件費の補正でございます。

教育施設整備基金費104千円の追加は、利子積立金でございます。

小学校費、学校管理費3,426千円の追加は、人件費の補正と、需用費983千円と備品購入費965千円の追加は、令和6年度より和田小学校において特別支援学級を1学級増設することから、教室内の床の修繕や間仕切りカーテンの設置、低位置ホワイトボードや書架、パーティション等の購入など、その準備費用が主なものでございます。

教育振興費5,000千円の追加は、教材・教具として、沼野様より賜りますご寄附の趣旨に沿ってグランドピアノのほか立奏木琴や小太鼓、マラカス、トライアングルなどを購入させていただくものでございます。

30ページの中学校費、学校管理費676千円の追加は、人件費の補正でございます。

こども園費、ひまわりこども園費755千円の追加と社会教育費、社会教育総務費830千円の減額は、人件費の補正でございます。

32ページの公民館費240千円の追加は、人件費の補正と公民館管理委託料でございます。

図書館費406千円の追加と保健体育費、学校給食施設費144千円の追加は、人件費の補正でございます。

34ページの災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧費300千円の追加は、大山谷川災害復旧工事でございます。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げます。

添付資料として給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時10分です。

午前九時五十三分休憩

—————・—————

午前十時十分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。13ページの寄附金のところでありますふるさと納税寄附金5億円の補正、説明では11月まで7億で今年度9億を見込むと。今まで何かこんなふうには、総計予算の原則からすればこう見込んでしかるべきなんだろうが、歳入欠損、歳入不足と、それがためにこういうふうな方針というか考えでの予算計上、十数年間で僕の記事の中では初めてですので、何か考え方を変えたのか。この5億の金額を問題にしているわけではないんですよ。今言うた、今分かっている時点から2億ものその見込みの計上というのが、何か考え方を変えたのか、そのあたり、ちょっと説明願いたいです。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

ふるさと納税寄附金についてでございますけれども、本年度につきましては、10月1日に制度改正が総務省から通達がありまして、制度が変わってございます。今までにつきましては募集に要する費用のみというような形であったんですけれども、いわゆる募集に付随して生ずる事務に要する費用、いわゆる対象外経費と言われているものですが、それも含めて5割以下に下さいというような通達が出てまいりまして、傾向といたしましたら、例年この12月にかけて多額の寄附を頂いてあったところなんですけれども、本年度に関しましては、世間では駆け込みと申しますか、9月に駆け込みの多額の寄附があったところでございます。9月につきましては当町で約4億の寄附をいただいたところでございます。これにつきましては、例年、昨年度と比較しますと12月に4億頂いてあったところでございます。

例年ですと12月にそういう多額の寄附をいただきまして、その後に補正をお願いしていたところなんですけれども、今回9月に多額の寄附をいただいたということになりまして、ちょっと予算の関係で今回補正をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） じゃその予算組みの関係の内容を、今回、歳入を5億補正して歳出で3億、つまり6割乗せていますよね。そういうことの意味合いもあるのかちょっとよく分かりませんが、予算組みの関係の内容、だからこう計上になったというのを少し分かるように説明していただけますか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

予算の内容ということでございますけれども、従来ですと6割計上しておったわけなんですけれども、9月に多額の寄附をいただきまして、そこでは6割ということになるんですけれども、受付は9月に受付をいたしまして、発送につきましては、当町の一番の目玉商品と申しますか、ミカンでございましてですね、大体ミカンは10月ぐらいから2月ぐらいまでの期間だと思うんですけれども、その期間に、受付は9月ですけれども発送が順次後ろにずれるというようなイメージでございまして、今回、5割ではなく6割の予算を

計上させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） そういうことで、ではもう一度、確認の質問がよくないんでしょうけれども、歳入欠損というのは起こらないということによろしいんですね。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 歳入につきましては見込みということになりますので、起こらないということは確実には言えないと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

現状のふるさと納税の昨日現在の数字を申し上げておきます。12月14日現在で約8億の寄附をいただいております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君） 8番。そしたら、10月1日から制度改正があったということで、それは納得しました。その12月、1月、2月、3月の4か月ですけれども、やっぱり感覚としては伸び悩んでいるのか、その辺のふるさと納税の流れというのをもしよかったですらお願いします。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 龍神議員にお答えいたします。

例年ですと先ほど申し上げましたように12月が一番多うございまして、本年度に限り、制度改正のことがありまして9月が一番多かったということでございます。制度が変わりまして実質値上げというようなイメージになってございまして、なかなか現状は伸び悩んでおるのが実情でございます。ただ、12月もないわけではなくて、順調に少ないながらも推移してございまして、あと1月から3月まで、そのあたりも多額の寄附をいただけるよう期待しているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 関連で、美浜町の場合はほどほどミカンが多いと。もう8割9割はミカンということを知っていますけれども、そして現状で11月で7億、今現状も8億あるということですのでけれども、その内容もほどほどミカンが占めているということで認識でいいんですか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 鈴川議員にお答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、9割以上がミカンでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 今、あるふるさと納税に詳しい関係者から聞いたんですけれども、美浜町はミカンが湯浅町と広川町から契約している。ただ、湯浅町の場合は、自分ともふるさと納税でミカンが占める割合が多いけれども、なかなか最近、よそと提携しているんで自分ところのふるさと納税の売上げがなかなか伸びんと。それは原因はいろいろあると思うんですけれども、よそは結構安くミカンを提供しているんでなかなか湯浅町が伸びん。だから、今後そういうよそとの提携することによって自分ところが伸びんから、いろいろ規制というんか、なかなか希望どおりには出してもらえんというようなね、ちょっとそういうことを聞いていたんですけれども、そこたいどうですか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 鈴川議員にお答えいたします。

和歌山県の共通返礼品で、当町も和歌山県内で共通の部分、ミカンに関しましては広川町、湯浅町をお願いしてございまして、今回の改正で返礼品率であったりとかそういう部分につきまして、その扱っている町に合わしていつているのが現状でございます。なので、うちが高いやの安いやのところはなくて、フラットになっているというような状況でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） 全てミカンに頼り切りになっているんですけれども、美浜町としては、美浜町から何か売り込んだらうかなというのは考えておりますか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 古山議員にお答えいたします。

大半が先ほど申しあげましたミカンということでございまして、当町にでもすばらしい地場産品があるんですけれども、なかなか数が少のうございまして、新たに何か作られればいいのかないところはあるはありまして、何か開発できないかなというところで昨年の看板商品創出事業でありますとかそういうのを活用しまして何か取り組めないかなというところで、今当課としまして取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 29ページの教育費のところについてであります。

小学校費、まず学校管理費の備品購入費ですね。特別支援学級が1つ増えると。じゃ、その内容というか、今2学級になって、知りたいのは例えば人数であるとかそのあたりの辺を少しご説明願いたい。

それともう一点、2段下の教育振興費のところであります備品購入費5,000千円、これは、ある方のご寄附で和田小学校の教育の充実と。この方、何か施策の揚げ足を取る

ようであれなんですけれども、前議会か前々議会か、和田小学校図書の充実ということで、これはもうずっと文庫のずっとご寄附をいただいていると思います。しかし、小学校間の平等を期するためというところで、という説明をお聞きしましたので、松原小学校のほうにも同額の予算を計上し、図書の充実を図るということでありました。

今回の場合、その小学校間の平等というこのお考えはどうなったのか、この2点お願いいたします。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） まず、特別支援学級の増設に伴いましたの件でございます。

現状、令和5年度におきましては、特別に支援を要する児童生徒につきましては3校合わせまして7名でございます。令和6年度においては3校合わせまして15名、内訳を申しますと、松原小学校においては3名から4名、和田小学校は4名から9名、松洋中学校におきましては、現状ございませんけれども2名というような状況になってきます。どうしても和田小学校5名の増ということで、その支援を要する子どもさんの特性も考えたときに1学級増設をということで決めたわけです。

内容につきましても、細部説明でも申し上げましたけれども、当然、間仕切りカーテン、例えば集中できるように、休憩できるように、落ち着きを取り戻せるようにというような間仕切りカーテンに始まりまして、低い位置のホワイトボードとか等々積み上げますと今回計上させていただく金額になります。

なお、すみません、ちょっと説明申し上げました。ただ、特別支援学級の開設に要する備品、修繕というところが主とするところなんですけれども、それ以外にも例えば避難器具、和田小学校特別教室の音楽室にはなぜか縄ばしごがございませんでした。それを、縄ばしごというよりも避難器具、ワイヤーばしごを調達したいというような内容も含んでいます。

それから、大原先生から賜りました寄附、その活用につきましては基金を設けて、和田小学校の図書の充実ということでこれまで数年間してきてございます。同様に、谷議員さんよりご指摘いただいたように、平等という観点から松原小学校にも一般財源にて同額を図書の充実ということで毎年やらせていただいているところでございます。その気持ちにつきましては、教育長も含め私も同じと思っております。

ただ、今回沼野様より5,000千を賜りまして、和田小学校さんの音楽用器材のというふうに判断させていただいたところでございます。

ただ、基本的には、備品の整備については両校平等という考えは持ち合わせております。また、そのような観点から令和6年度の当初予算も当然編成していくというふうに気持ちとしては思っているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 特別支援学級の増設について、そこはもうご説明いただきましたの

で、ただ、今も変わらず両小学校平等ということには変わりがないと、次年度の予算編成で云々ということ、それを今も考えているというご答弁でしたよね。本当にこれだけ聞くと、誰がどう見てもダブルスタンダードですよ、現状はね。早急にそれが解消する方向で間違いないのか、そこだけのご答弁だけいただけますか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） すみません。来週月曜日なんですけれども、各学校からの新年度予算の編成に向けての要求が出て来てまいります。当然、その中でも松原小学校さんからはそれなりの備品とか施設整備の修繕等の要求は出てくるところでございますので、当然、松原小学校さんの思いにつきましてもお聞かせいただいて、満足できる回答の予算を私どもとしては要求していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 要求で最終は町査定が入ると思いますので、今の流れからすると次年度は松原小学校のほうが5,000千多い、そういう理解でよろしいですか、町長。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 予算査定に臨むあれで、教育課の査定の意見を聞いて判断していきたいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） いいですか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第15号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。追加分です。町長。

○町長（藪内美和子君） 議案第15号について、提案理由を申し上げます。

議案第15号は、令和5年度美浜町一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億183千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を45億17,251千円とするものでございます。

補正内容でございますが、11月29日に国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に

係る補正予算が成立し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加配分されました。このことから、食料品等の物価が高騰し、経済的な影響を受けている子育て世帯や児童手当の受給対象となっていない高校生や大学生等を扶養するご家庭及び住民税非課税世帯に対する給付金事業の補正でございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページの地方交付税は、財源調整でございます。

分担金及び負担金、負担金、民生費負担金と教育費負担金は、認可保育所であるこじか保育園の利用者負担額（保育料）とひまわりこども園の利用者負担額について、本年度の収入見込額を精査したことによるそれぞれの増減に加え、子育て世帯への物価高騰支援策として、両園に在園しているゼロ歳児から2歳児の利用者負担額を令和6年1月から3月までの3か月間、時限的に無償化し、物価高騰の影響を受けている保護者の経済的負担軽減を図るものでございます。

国庫支出金、国庫補助金は、国から追加配分された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を予算化したものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページの総務費、総務管理費、物価高騰対応重点支援事業費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業を実施いたします。

今年度実施している住民税非課税世帯等に対する30千円の給付金に追加する形で70千円を給付する物価高騰対応重点支援給付金、高校生や大学生等を扶養する家庭を支援するために50千円を給付する美浜町高校生・大学生等生活支援給付金、子育て世帯物価高騰対策支援金（保育料等）は、認可外保育所であるくろしお保育所と児童発達支援センターに在所しているゼロ歳児から2歳児のお子様を持つ世帯を対象とした物価高騰支援策であり、先ほどと同様、令和6年1月からの3か月間におけるそれぞれの保育料と相当額を支援金として支給するものでございます。

民生費、児童福祉費と教育費、こども園費は、それぞれ収入見込額の精査や保育料の無償化に伴う財源更正でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第15号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第9号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億183千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を45億17,251千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、11月29日に国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に係る補正予算が成立し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加配分されました。このことから、食料品等の物価が高騰し経済的な影響を受けている子育て世帯や児童手当の受給対象となっていない高校生や大学生等を扶養するご家庭並びに住民税非課税世

帯に対する給付金事業の補正でございます。

それでは歳入からご説明申し上げます。

6ページの地方交付税、普通交付税19,466千円の追加は、財源調整でございます。

分担金及び負担金、負担金、民生費負担金1,186千円の減額と教育費負担金1,721千円の追加は、認可保育所であるこじか保育園の利用者負担額（保育料）と、ひまわりこども園の利用者負担額について、本年度の収入見込額を精査したことによるそれぞれの増減に加え、子育て世帯への物価高騰支援策として、両園に在園しているゼロ歳児から2歳児の利用者負担額を令和6年1月から3月までの3か月間、時限的に無償化し、物価高騰の影響を受けている保護者の経済的負担軽減を図るものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金80,182千円の追加は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。国から追加配分された低所得世帯支援分58,174千円と推奨事業メニュー分22,008千円を予算化したものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページの総務費、総務管理費、物価高騰対応重点支援事業費1億183千円の追加でございます。前段でご説明いたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業を実施いたします。

今年度実施している住民税非課税世帯等に対する30千円の給付金に追加する形で70千円を給付する物価高騰対応重点支援給付金でございます。給料等の人件費は本事業に係る費用でございます。ほか、送付用封筒、郵便料、電算処理委託料の事務費と、負担金補助及び交付金の物価高騰対応重点支援給付金77,000千円は、1,100名を対象世帯とし、70千円を給付する事業費でございます。

新たな事業としまして、児童手当の受給対象となっていない高校生や大学生等の家庭を支援するために、美浜町高校生・大学生等生活支援給付金給付事業を実施いたします。

対象の学生につきましては、平成10年4月2日から平成20年4月1日生まれの高校生や大学生など、また、大学などへの就学を目的として大学試験対策校（予備校等）に在籍している方を対象としまして、養育されている父や母、その他養育者に対象学生1人につき50千円を給付するものでございます。

郵便料や電算処理委託料の事務費と負担金補助及び交付金の高校生・大学生等生活支援給付金20,000千円は、支給対象者400人を見込んでございます。

負担金補助及び交付金の子育て世帯物価高騰対策支援金（保育料等）164千円は、認可外保育所であるくろしお保育所と児童発達支援センターに在籍しているゼロ歳児から2歳児のお子様を持つ世帯を対象とした物価高騰支援策であり、先ほどと同様、令和6年1月からの3か月間におけるそれぞれの保育料等相当額を支援金として支給するものでございます。

民生費、児童福祉費、児童福祉施設費と教育費、こども園費、ひまわりこども園費は、それぞれ収入見込額の精査や保育料の無償化に伴う財源更正でございます。

以上で、歳出の補正についてご説明申し上げました。

添付資料として給与費明細書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思います。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。要は、現時点で当年度の地方交付税についてですね、この間再計算か再査定もあったやに聞いていますが、要は、予算への計上を留保している分も含め、当年度当町への交付額は合計でお幾らになっているんですか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

今現在の普通交付税について、現計予算額については、この追加分を含めると13億64,748千円でございます。

先日再算定が行われまして、確定している普通交付税については17億28,642千円でございます。あと、現在予算化していない金額としましては3億63,894千円でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第15号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 議案第8号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ23,409千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億85,567千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、県支出金、県補助金、保険給付費等交付金（普通交付金）21,877千円の追加は、歳出の保険給付費の全額、和歌山県から交付されるものでございます。また、保険給付費等交付金（特別交付金）198千円の減額は、産前産後期間の保険税軽減に係る報告システム改修時期の変更によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金5,257千円の追加は、保険基盤安定繰入金の確定、人事院勧告等に伴う人件費等の補正によるものでございます。

8ページ、繰入金、基金繰入金20,000千円の減額は、財源不足額を前年度繰越金により充当したことによる減額でございます。

繰越金、前年度繰越金16,473千円の追加は、財源調整によるものでございます。次に、歳出について申し上げます。

10ページ、総務費、総務管理費、一般管理費173千円の追加は、人事院勧告等に伴う人件費の補正によるものでございます。

徴収費、賦課徴収費198千円の減額は、産前産後期間の保険税軽減に係る報告システム改修時期の変更によるプログラム修正料の減額でございます。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費12,455千円の追加、高額療養費、一般被保険者高額療養費9,422千円の追加は、実績見込みによるものでございます。

12ページ、諸支出金、償還金及び還付加算金、保険給付費等交付金償還金1,297千円の追加は、前年度の保険給付費等交付金の確定による精算、過年度分の保険給付費等交付金の精算によるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、特定健康診査等負担金償還金260千円の追加は、過年度特定健康診査等負担金の精算によるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第9号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,855千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億92,041千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6 ページ、保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料437千円の追加は、普通徴収保険料の調定見込みによるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、介護保険事業費補助金880千円の追加は、事務経費に対する補助金でございます。

繰入金、一般会計繰入金2,538千円の追加は、介護給付費繰入金63千円、事務費繰入金2,475千円の追加によるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

8 ページ、総務費、総務管理費、一般管理費3,355千円の追加は、人事院勧告等に伴う人件費と制度改正に伴うシステム改修でございます。

保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護福祉用具購入費500千円の追加は、実績見込みによるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第10号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,584千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億53,306千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6 ページ、保険料、後期高齢者医療保険料、現年度分普通徴収保険料5,867千円の減額は後期高齢者医療広域連合からの賦課見込みによるもの、滞納繰越分普通徴収保険料171千円の追加は調定によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金171千円の追加は人事院勧告等に伴う人件費

の追加、保険基盤安定繰入金583千円の減額は後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

諸収入、雑入、過年度分療養給付費負担金返還金10,692千円の追加は、令和4年度療養給付費負担金の精算によるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費6,108千円の減額は、人事院勧告等に伴う人件費の追加と保険料の賦課見込み等に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございませぬ。

諸支出金、繰出金、他会計繰出金10,692千円の追加は、令和4年度療養給付費負担金の精算により、一般会計へ返還するものでございませぬ。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 令和5年度美浜町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第11号 令和5年度美浜町下水道事業会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正をお願いするものでございませぬ。

それでは、6ページ、補正予算実施計画の見積基礎、収益的収入についてご説明いたします。

営業外収益、他会計補助金151千円の追加は、人事院勧告等による人件費の追加に伴う一般会計補助金の追加でございませぬ。補正後の事業収益合計は2億10,840千円でございませぬ。

次に、補正予算実施計画の見積基礎、収益的支出についてご説明いたします。

営業費用、総係費151千円の追加は人事院勧告等によるもので、給料67千円の追加、手当55千円の減額、法定福利費139千円の追加でございませぬ。補正後の事業費用合計

は2億10,840千円でございます。

次に、1ページに戻っていただいて、第3条では、当初予算第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として151千円を追加し、23,238千円と定めてございます。

最後に、10ページは補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は5,549千円の予定でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 令和5年度美浜町下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 令和5年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第12号 令和5年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、4ページ、補正予算実施計画の見積基礎、収益的支出についてご説明いたします。

営業費用、総係費160千円の追加は人事院勧告等によるもので、給料122千円の追加手当79千円の追加、法定福利費41千円の減額でございます。補正後の事業費用合計は1億18,395千円でございます。

次に、1ページに戻っていただいて、第3条では当初予算第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として160千円を追加し、26,255千円と定めてございます。

最後に、6ページは補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億38,658千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 令和5年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

この採決は12人を一括して行いたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、この採決は、12人を一括して行うことに決定しました。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議員 （起立多数）

○議長（谷重幸君） 起立多数です。したがって、議案第13号 農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第16 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午前十時五十七分休憩

—————・—————
午前十時五十七分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

お諮りします。

ただいま各委員長から、委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第17として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第17として議題とすることに決定しました。

追加日程第17 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年美浜町議会第4回定例会を閉会します。

午前十時五十九分閉会

お疲れさまでした。